

○総務省告示第三百四十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変 更 後	変 更 前
第1 総則 [1～4 略] 5 法第27条の14第6項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。 [6～8 略]	第1 総則 [1～4 同左] 5 法第27条の13第6項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。 [6～8 同左]
備考 表中の「」の記載は注記である。	